

令和7年度第2回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和7年8月25日（月）10時00分～11時00分
場 所：徳島県職員会館 視聴覚室
議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議
「ケーズデンキ脇町店」の変更届出
「mac勝浦店」の新設届出
「ラ・ムー論田店」の新設届出
出席委員：名田委員、兵頭委員、吉田委員、岡部委員、藤代委員、瀧川委員
県出席者：（事務局）経済産業部 企業支援課
（大規模小売店舗立地連絡会員）関係各課

■議題1

「ケーズデンキ脇町店」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

（質問、意見なし）

委員長：この案件につきましては、県の意見としては無しといたします。

→意見なしで終了

■議題2

「mac勝浦店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委 員：駐車場の位置について、店舗入口のすぐ前に水路があって、橋が架かっているが、すぐ西側に駐車場が設けられており、歩行者が出入りする動線を遮っている状況となっている。この場所の駐車場3台分は無しにしたほうがよいのではないか。

事務局：駐車場には車止めが付いており、この位置に設けることで、車が物理的に橋を超えて店舗側に入っこないような役割にもなっている。

委 員：それなら橋のすぐ東側に歩行者が通れるような、U字型のバリカーなどを設置し、ここの駐車場はなくした方が安全ではないか。敷地西側に車を停めた場合の店舗までの動線も考慮すると尚更。

事務局：確かにこの場所の駐車場はない方が安全ではある。また、指針の台数48台に対して現時点で60台設けられているため、ここの場所の3台が減った場合も指針の台

数は満たすことにはなる。

委員長：ここの駐車場は、無しにしましょう。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の意見について、知事宛に申し添えることとします。

敷地内の水路に架かっている中央の橋の西側の駐車場は無くして、東側に車の侵入を防ぐためのバリカーなどを設置し、歩行者の安全対策に留意いただきたい。

→意見なしで終了

■議題3

「ラ・ムー論田店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員：店舗側から出入口2までの細い道にある夜間10km徐行の看板は夜走っている車は容易に確認できるものなのか。

事務局：出口に向かう車は右側を見ていないと確認は難しい。視認性を上げるため看板に加えて、路面表示で徐行の文字が記載される予定ではある。

委員：夜間に路面表示を確認するのは難しいと思う。看板は見やすいところに設置して、且つ、出ていく車と入ってくる車の両方が確認しやすくするように数を増やすべき。店舗から細い道に入る箇所と出入口2付近には設置が必要。

事務局：承知しました。

委員：建物の外観について、周辺の景観に配慮すると設置者からの記載があり、基本的にラ・ムーの建物はピンク色で少し派手ではあるが、大店法外の問題となるのか。景観面で県側が指導などすることはできるのか。

事務局：建物の景観についても大店法で加味する点である。審議会での意見として伝えることは可能。

委員：加えて、建物の高さなどの問題はないのか。

事務局：ここの地域自体が都市計画法上、どういう土地でどういった建物が建てられるのか別の法律で決まっているため、限度内の範囲であれば事業者は建てること是可以る。形状についても意見としては伝えることはできる。

委員長：それでは、景観に配慮した色彩および形状にさせていただくようにしましょう。

委員長：ほかにご意見、ご質問ありますでしょうか。

（質問、意見なし）

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の2つ意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ①夜間10km徐行の看板について、位置を変更し、店舗から出入口2への細い道に入る箇所と出入口2のすぐ近くの2箇所に設置いただきたい。
- ②店舗建物について、景観に配慮した色彩及び形状にいただきたい。

→意見なしで終了